

令和2年8月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
京都府労働局登録教習機関 京第7号
〈登録有効期間 2024年3月30日〉

木材加工用機械作業主任者技能講習会のお知らせ

労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条第1項6号の規定により、木材加工用機械を有する事業場において作業を行う場合は、事業主は技能講習を受けた者のうちから、作業主任者を配置しなければならないことになっております。

登録教習機関であります当支部において、下記により技能講習会を実施しますので多数受講されますようご案内申し上げます。

なお、作業主任者を配置しなければならない事業所の規模は、別記のとおりです。

記

1. 講習日時 令和2年10月6日（火）～7日（水）計2日間
2日間とも9：00から開始いたします。
（2日目の講義終了後に修了試験（筆記）があります。）
2. 講習会場 京都府林業会館 〒604-8424 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123
[TEL075-841-1030]
3. 受講料 13,200円（テキスト代及び消費税を含む。）
4. 申込先 〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41-3
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
[TEL075-802-2991]
5. 申込方法 事前に電話で仮申込をしてから、別紙申込書に所要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。
なお、申込書を郵送される場合は、受講料は、
◎京都中央信用金庫 三条支店 普通預金515060
林業労働災害防止協会（リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ）
◎京都銀行 二条駅前支店 普通預金1055624
林業・木材製造業労働災害防止協会（リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ）
へお振込ください。
（受講申込後の取り消しの場合は、受講料等は返却いたしかねますので、ご了承ください。）
6. 申込期限 令和2年9月25日（金）までに必着のこと。

7. その他 (1) 当日、本人確認をしますので、本人確認ができるものをお持ちください(運転免許証等)。
- (2) 駐車場がありませんので、公的交通機関や周辺のコインパーキング等をご利用下さい。
- (3) テキストは講習会場でお渡しします。
- (4) 昼食は、各自用意してください。
- (5) 講習科目の一部免除の資格を有する方を対象とする講習会ではありません

★別 記

◎木材加工用機械作業主任者を配置しなければならない事業所

- ① 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし携帯用のものを除く）を5台以上有する事業場
- ② 上記①の機械に自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は、3台以上有する事業場

◎ 受講資格

木材加工用機械による作業に3年以上従事した者。

8. おことわり

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは受講できません。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にメール又は電話でお知らせします。

また、(一社)京都府木材組合連合会ホームページ (<https://www.kyomokuren.or.jp>)の新着情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認してください。

京都府支部の都合により講習を中止する場合、受講手数料等は振込手数料を差し引いた金額を返還します。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡いたします。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**